

第2次 新城市環境基本計画

令和2年度～令和13年度

(2020年度～2031年度)

資料編

令和2年3月

新城市

第2次 新城市環境基本計画 資料編

目次

資料1 計画策定の経緯.....	資料-1
資料2 新城市の環境の現状.....	資料-3
資料3 市民アンケート調査（環境意識の現状）.....	資料-11
資料4 温室効果ガス排出量の現状.....	資料-21
資料5 新城市環境基本条例.....	資料-25
資料6 新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例.....	資料-29
資料7 SDGsについて.....	資料-33

資料1 計画策定の経過

年月日	会議等	検討事項
平成30年7月23日	第1回 新城市環境基本計画策定委員会	・新城市環境基本計画と新城市環境行動計画について
平成30年8月28日	第2回 新城市環境基本計画策定委員会	・世界・国・愛知県・新城市の環境動向 ・先進事例・周辺自治体の状況
平成30年10月20日	第3回 新城市環境基本計画策定委員会	・地球温暖化と気候変動について
平成30年11月29日	第4回 新城市環境基本計画策定委員会	・環境問題と市民の環境活動
平成30年12月17日	第5回 新城市環境基本計画策定委員会	・基本方針の検討 ・環境ビジョンの検討
平成31年1月29日	第6回 新城市環境基本計画策定委員会	・基本方針の検討 ・環境ビジョンの検討
平成31年2月25日	第7回 新城市環境基本計画策定委員会	・基本方針の検討 ・環境ビジョンの検討
平成31年3月1日	新城市環境審議会	・新城市環境基本計画の改定について
平成31年4月23日	第8回 新城市環境基本計画策定委員会	・環境ビジョンの検討 ・計画の運用の検討
令和元年5月28日	新城市環境審議会	・新城市環境基本計画のビジョン（案）の報告
令和元年8月9日	第9回 新城市環境基本計画策定委員会	・環境ビジョンについて ・計画の位置づけについて ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について
令和元年11月18日	第10回 新城市環境基本計画策定委員会	・新城市環境基本計画の内容について ・今後のスケジュールについて
令和2年1月16日 ～ 令和2年2月13日	パブリックコメント	・意見の提出件数：1件
令和2年2月27日	新城市環境審議会	・第2次新城市環境基本計画（案）の承認 ・パブリックコメントの実施結果について

資料2 新城市の環境の現状

1 自然環境の把握

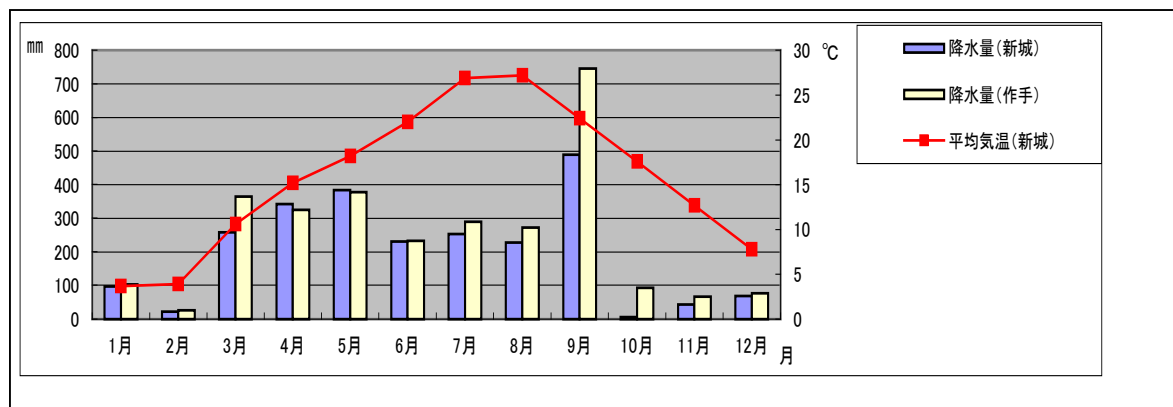
(1) 気候

本市は、新城・鳳来地区と作手地区との市域高低差が約500mあります。

豊川沿いに位置する新城・鳳来地区の年平均気温は、約15℃と比較的暖かな地域ですが、作手地区では、約12℃となり、市域内で2～3℃の気温差になります。

また、総雨量も気温と同様に市域によって差があります。

降雪は、豊川沿いに位置する地域では毎年12月から3月までに数回記録されますが、積雪はほとんどありません。作手地区では、冬場は積雪や道路の凍結が多くなります。



2018年 月別平均気温・降水量

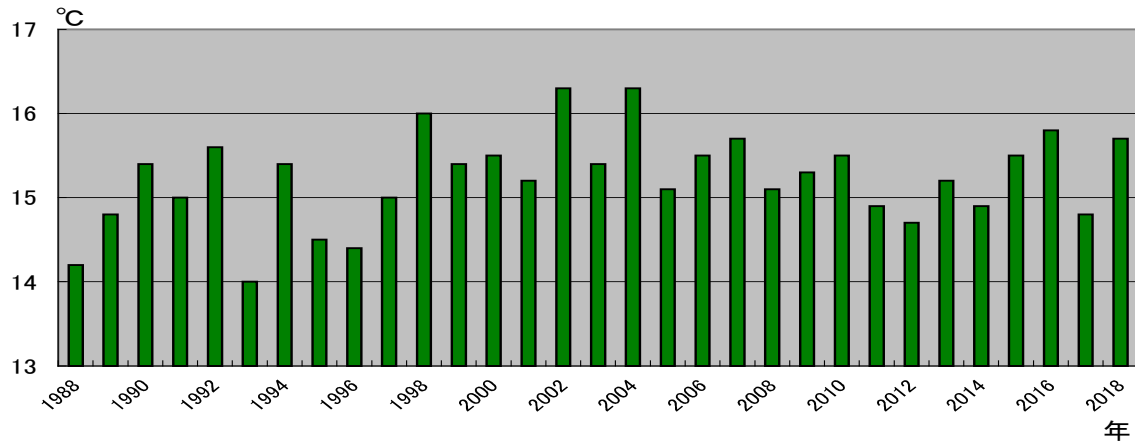
(気象庁統計データ)

1987年から2016年までの30年間のデータを比較すると、年平均気温は上がったたり下がったりをくり返しながらも徐々に気温が上昇傾向にあるのがわかります。

特に1993年以降、年平均気温が14℃を下回ることはありません。

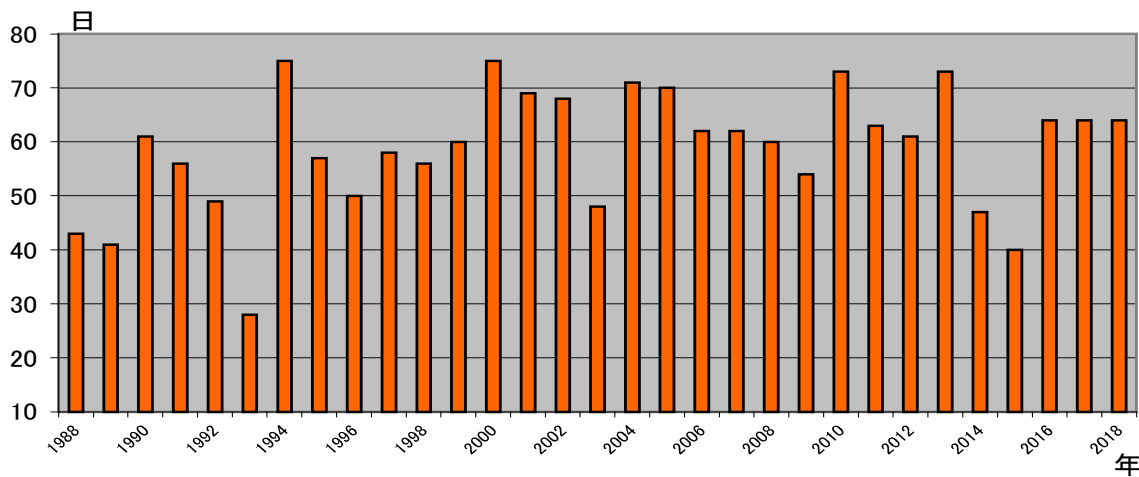
また、最高気温30℃以上の「真夏日」日数、最低気温0℃未満の日数においては、直近の10年間と1986～1995年の10年間とを比較してみても、温暖化傾向にあることがわかります。

【年平均気温の推移】



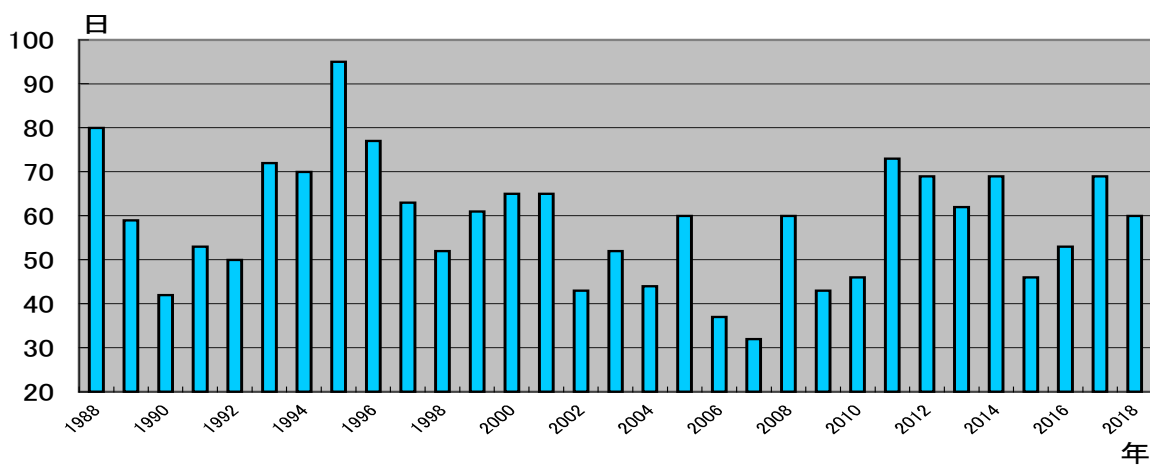
(気象庁統計データ)

【最高気温30°C以上の日数】



(気象庁統計データ)

【最低気温0°C未満の日数】



(気象庁統計データ)

※観測点は、2002年以前は旧鳳来町長篠地内にありました。

現在は、新城市富沢地内に移設されています。

(2) 地形・地質

段戸高原を源とする豊川（寒狭川）と、宇連ダムを起点とする宇連川が鳳来寺山の東西を挟むように流れています。

この2河川が、長篠の戦いの中心となった長篠城址の下で合流し、豊川本流となり三河湾へと注がれます。

この豊川に沿って日本最長の断層帯「中央構造線」が縦走り、地形と地質を豊川本流右岸の内帯と左岸の外帯に分けています。

内帯側の地質は、花崗岩類・領家変成岩類と堆積岩、火山岩類が分布しています。

外帯の地質は、主に緑色片岩や黒色片岩からなる三波川変成岩類で構成されています。平野部は洪積層・沖積層となっています。

作手地区は、床土が水をにがさない粘土であること、平らな地形で湧き水があり、夏の気温が低く雨の多い気候であることなどの条件から湿原や湿地が点在しています。

作手の湿原は、愛知県で唯一、土の酸素が少なく酸性が強いため、植物が腐らずに炭のようになる「でい炭」のある湿原であることから「日本の重要湿地 500」に選定されています。



作手地区 長ノ山湿原

(3) 植生

本市の行政面積の83%が森林で、尾根沿いを中心に在来の常緑広葉樹林が点在しているものの、森林面積の70%以上はスギやヒノキの人工林となっています。

新城・鳳来地域は、暖地系の植物の多い地域で、特に鳳来寺山は、ホソバシヤクナゲの自生地として全国的にも有名です。

また、ツガ群落の他、亜高木のヤブツバキ、アラカシ、ツクバネガシや低木層のアオキなどが常緑広葉樹林の群落をつくり、シダ植物以上の高等植物が800余種確認されています。


天然のよい植物見本園として、国の名勝および天然記念物に指定されています。

豊川沿いにおいても、比較的自然植生が多く種類も豊富です。特に桜淵公園の蜂の巣岩付近は、石灰岩を含む地質で構成されており、クモノスシダ、ツルデンダなど石灰岩特有の植物が見られます。

作手湿原には、全国的に見ても絶滅の危険性のあるサギソウ、トキソウ、サワラン、ヤチスギランや県内でもこの地域でしか見られないサギスゲ、ミタケスゲ、ヌマクロボスゲ、ツルカミカワスゲ、ミヤマナルコスゲなどの貴重なものがみられます。

(4) 動物

本市は、豊川・矢作川にそそぐ支流小河川とその周辺の農地および外縁部の山地などほぼ市域全体が豊かな自然環境に恵まれており、多くの動物が生息しています。

種類	解説
哺乳類	<p>市内全域の山地を中心にニホンザルをはじめイノシシ、タヌキ、ニホンリス、ノウサギなどの生息が見られます。</p> <p>また、本宮山を中心とする地域にニホンジカが生息し、分布を広げています。山地と一部の社寺林にはムササビの生息が確認されています。</p>
鳥類	<p>豊川やそれに注ぐ小河川を中心に市域外縁部の山地まで全域にわたり多くの野鳥が生息しています。</p> <p>豊川には、オシドリや「水辺の宝石」ともいわれるカワセミが生息し、桜淵公園だけでも年間を通して約80種の野鳥が確認されています。</p> <p>また、鳳来寺山には「仏法僧(ブッポウソウ)」と聞こえる鳴き声で有名なコノハズクの生息が確認されています。</p> 
魚類	<p>天然記念物ネコギギをはじめ、ニホンウナギ、アユ、イワナ、アマゴ、ナガレホトケドジョウなどの生息が確認されています。</p> <p>しかし、市内の沼や池には外来種ブラックバスやブルーギルなどが繁殖していることから在来種の生息が危ぶまれています。</p>
昆虫類	<p>本市には、様々な植生があることから、多くの種類が確認されています。</p> <p>昭和58年(1983年)3月に市の天然記念物に指定されているヒメハルゼミをはじめ、多くのセミ類、トンボ類、チョウ類、また、カブトムシ、ミヤマクワガタ、ノコギリクワガタなどの甲虫類やタガメ、ヒメボタルなどが生息するとされています。</p> <p>しかし、スギやヒノキの植林地が広がり、シイやカシの林に生息するといわれるヒメハルゼミの確認が難しくなっています。</p> <p>その他の昆虫類も開発や農薬などの影響を受けて確認事例が減少傾向にあります。また、外来種による日本固有の生態系への影響が懸念されています。</p>
爬虫類	<p>シマヘビ、ジムグリ、タカチホヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、ニホンマムシなどのヘビ類やニホンイシガメ、ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲが確認されています。</p> <p>最近では、ペットとして飼われていた外来種が自然に放されることにより、在来種の生態系への影響が懸念されています。</p>
両生類	<p>山地の樹上で昆虫やクモ類などを食べ、単独で生活する日本固有のモリアオガエルや、アズマヒキガエル、アマガエル、トノサマガエルなどのカエル類やアカハライモリが確認されています。</p> <p>モリアオガエルは、県内でも特にこの地域での生息が確認できます。</p>

2 新城市の環境の現状

(1) 国内外における動向

ア 国際情勢の動向

第1次新城市環境基本計画が策定された平成20年（2008年）以降、国内外をとりまく情勢に様々な変化がありました。

国外では、平成24年に国連持続可能な開発会議（リオ+20）が開催され、持続可能な開発のための制度的枠組みづくりやグリーン経済への移行が課題となり、平成27年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」が国連総会で採択されました。

地球温暖化対策としては平成27年（2015年）に2050年までに温室効果ガス80%削減目標を掲げた『パリ協定』がCOP21で採択されました。

平成22年（2010年）には生物多様性条約第10回締約国会議が名古屋で開催され、生物多様性保全の目標を定めた「戦略計画2011-2020（愛知目標）」と遺伝資源へのアクセスと利益配分についての「名古屋議定書」が採択されました。

イ 国内情勢の動向

国内では、平成20年（2008年）には「生物多様性基本法」、平成26年には「水循環基本法」、平成30年（2018年）には「気候変動適応法」が新たに施行され、それに伴い、「生物多様性国家戦略2010」の策定や水質に関する環境基準の改正がされるなど環境に関する法律などの整備も実施されました。

最近では、各地域がその特色を生かし自立・分散型の社会の形成を目指す地域循環共生圏の創造を目指すべき社会の姿とした「第5次環境基本計画」が平成30年（2018年）に閣議決定され、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向け、「経済財政運営と改革の基本方針2018」も閣議決定されています。

(2) 新城市における動向

第1次新城市環境基本計画が策定された平成20年（2008年）以降、環境政策に関する様々な変化は新城市においても同様です。

ア 生物多様性

新城市鳳来寺山自然科学博物館から「新城市の自然誌（昆虫、動物編：平成25年度、地学編：平成26年度、植物・きのこ編：平成27年度）」が発行されました。

平成30年（2018年）には、「第27回湿地サミット」が作手地区で開催されました。

サミットには、愛知県内13市町から約30団体240人が参加し、豊かな生態系を育む湿地の保護保全をテーマに参加者が交流を深めました。

イ 地球温暖化対策

平成23年(2011年)に始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度により、市内でも多くの太陽光発電設備が設置されるようになりました。

平成24年(2012年)には、省エネルギーに関する取り組みを積極的に推進していく他、地域固有の資源である再生可能エネルギーは地域のために利用されるよう、地域社会の持続的な発展に寄与されるべきという理念のもと、「新城市再生可能エネルギー及び省エネルギー推進条例」が制定されました。

ウ 廃棄物及び水循環

平成22年(2010年)、ごみ処理施設の運用方針の他、資源循環型社会の実現に寄与することを目的に「新城市ごみ処理基本計画(令和元年度改定)」を策定しました。

また、平成23年(2011年)には、生活排水処理の現状把握並びに将来予測に基づいて、総合的な観点から適正な処理計画を定めた「新城市生活排水処理基本計画」を策定しました。

エ 自治体、NPO、NGO等との連携

(ア)環境首都創造自治体全国フォーラム 2011 in 新城

平成23年(2011年)に「環境首都創造自治体全国フォーラム 2011 in 新城」が開催されました。

フォーラムには、「日本の環境首都コンテスト(2001年～2010年)」に参加してきた自治体の他、NPO、NGO、市民団体が全国から集まり、「NGO・自治体・専門家の戦略的協働ネットワークですすめる環境首都・持続可能で豊かな社会づくり」を全体テーマに協働ネットワークの方向性について議論がなされました。

(イ)TASKIプロジェクト

平成22年(2010年)に、「日本の環境首都コンテスト」に毎年参加していた中部地方の環境先進5市、多治見市(T)、安城市(A)、新城市(S)、掛川市(K)、飯田市(I)の市長による環境サミットが安城市長からの呼びかけで開催されました。

各市の頭文字をとって5市が連携していく一連の活動を「TASKIプロジェクト」と命名し、毎年各市の持ち回りで開催をしています。

開催年	会場	テーマ
第4回 平成25年(2013年)	新城文化会館	「ごみ処理及び減量化に対する取り組み」
第9回 令和元年(2019年)		「次の世代へつなぐ環境活動のタスキ」

(3) 環境報告書(年次報告)

第1次新城市環境基本計画策定後、新城市が実施した様々な取り組みは、新城市環境基本条例第8条第1項(※1)に基づき、環境報告書(年次報告)として「しんしろの環境」を市ホームページ(※2)等で公表しています。

今回の計画策定につきましては、第1次新城市環境基本計画の反省点を改善し、より実効性の高い取り組みを実現するため、市民等の意見を取り入れた他、この環境報告書(年次報告)を活用しています。

なお、市ホームページでは、平成17年度版まで閲覧することができます。

※1 新城市環境基本条例第8条第1項

市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

※2 「しんしろの環境」を掲載するホームページアドレス

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/index.cfm/6,2951,180,html>

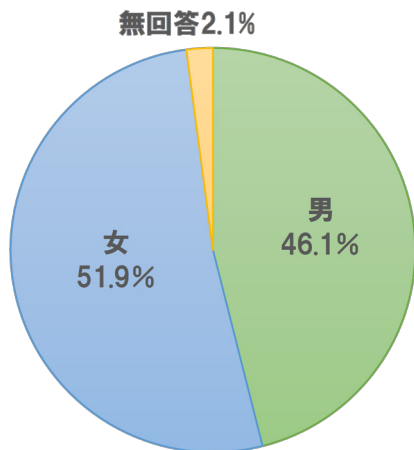
資料3 市民アンケート調査（環境意識の現状）

1 市民アンケート調査の概要

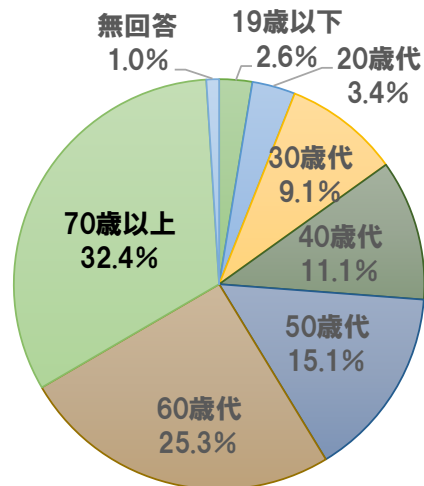
項目	内容
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	新城市内に在住する16歳以上の市民 1,500人（無作為に抽出）
調査実施期間	平成30年（2018年）9月26日～10月14日
回答数・回答率	回答数：584 回答率：約39%

2 回答者の属性

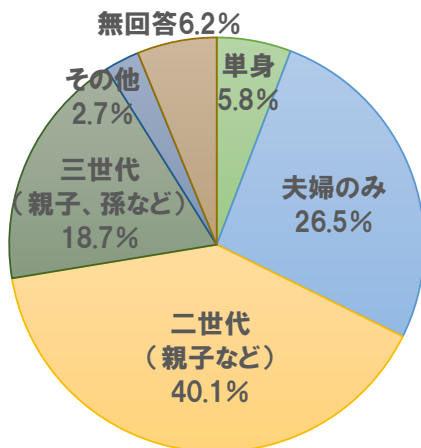
【性別】



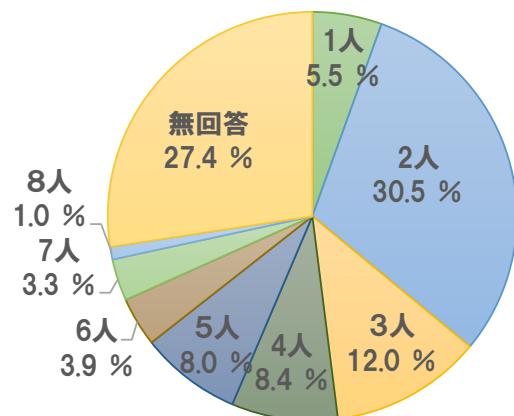
【年齢】



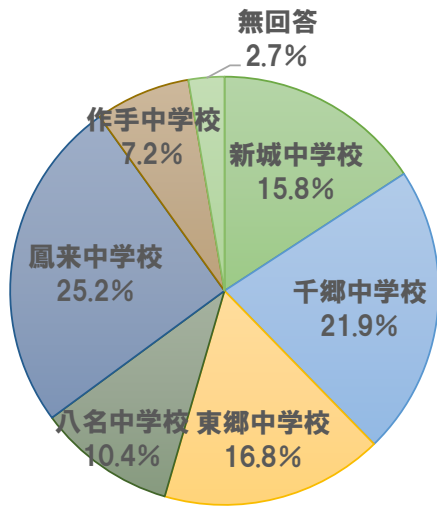
【世帯構成】



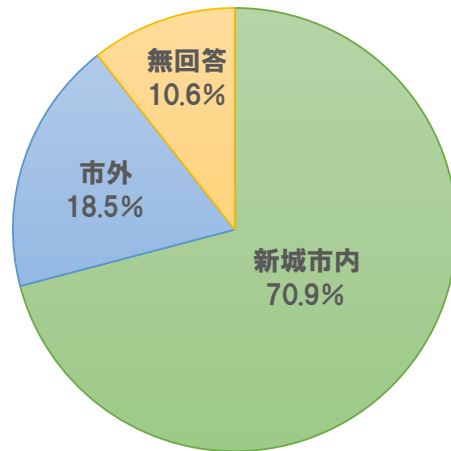
【世帯人数】



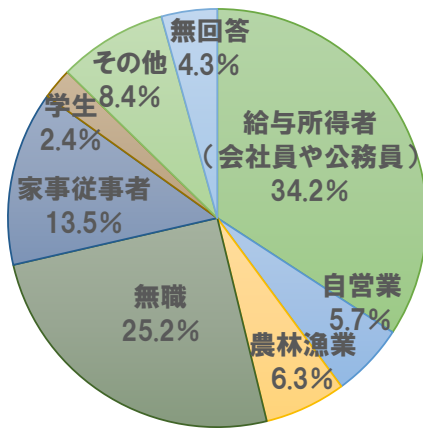
【居住地(中学校区)】



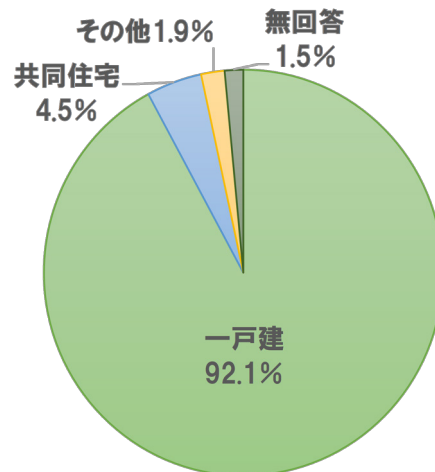
【勤務地・通学地】



【職業】



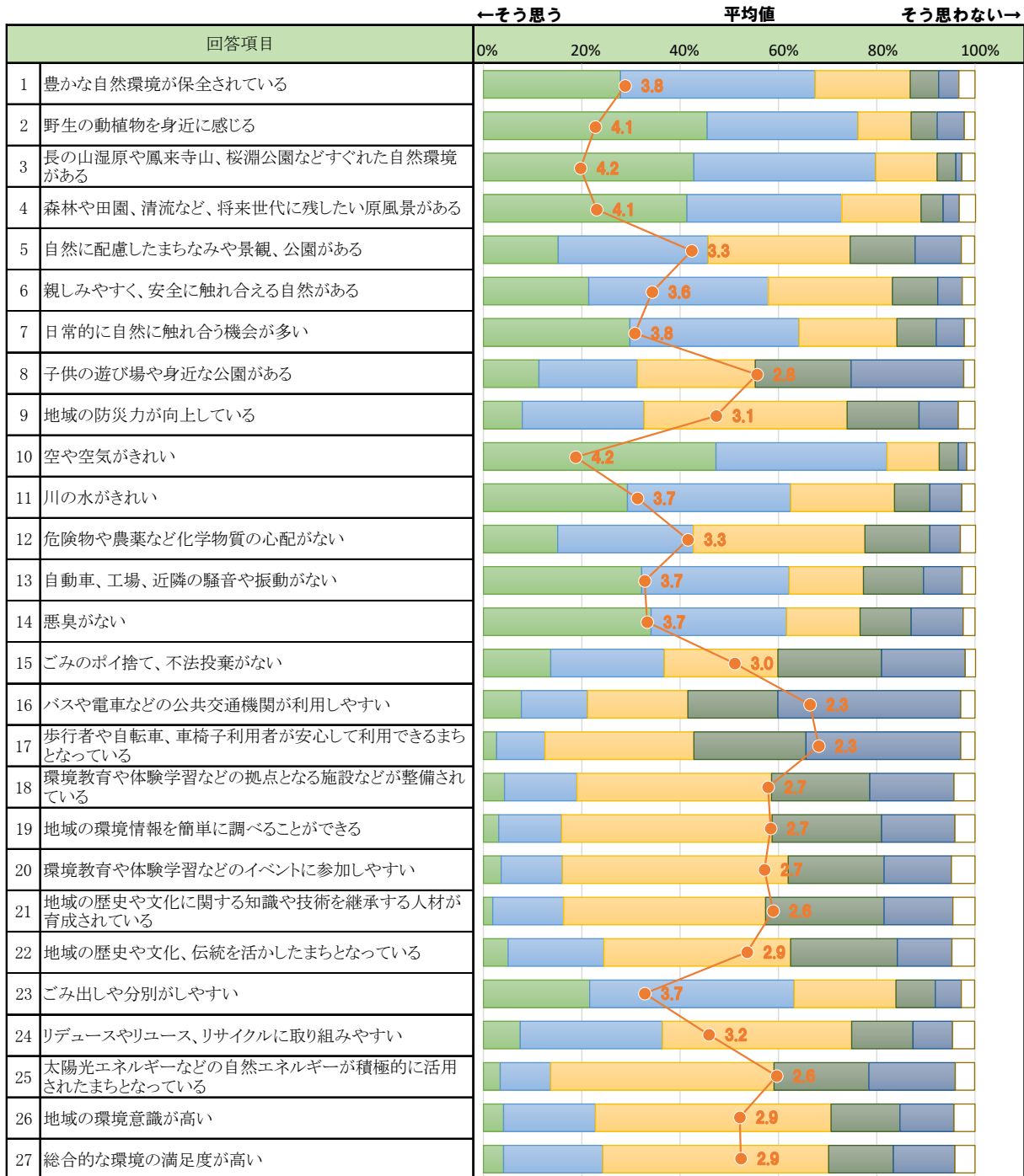
【住居状況】



3 アンケート調査結果

質問1 あなたがお住まいの地域の環境について、どの程度満足されていますか。

- ・豊かな自然環境や快適な生活環境への満足度が高い。
- ・一方で、公共交通機関の利便性、歩行空間のユニバーサルデザイン、環境教育への取り組み、歴史・文化の活用や人材育成への満足度は低い。

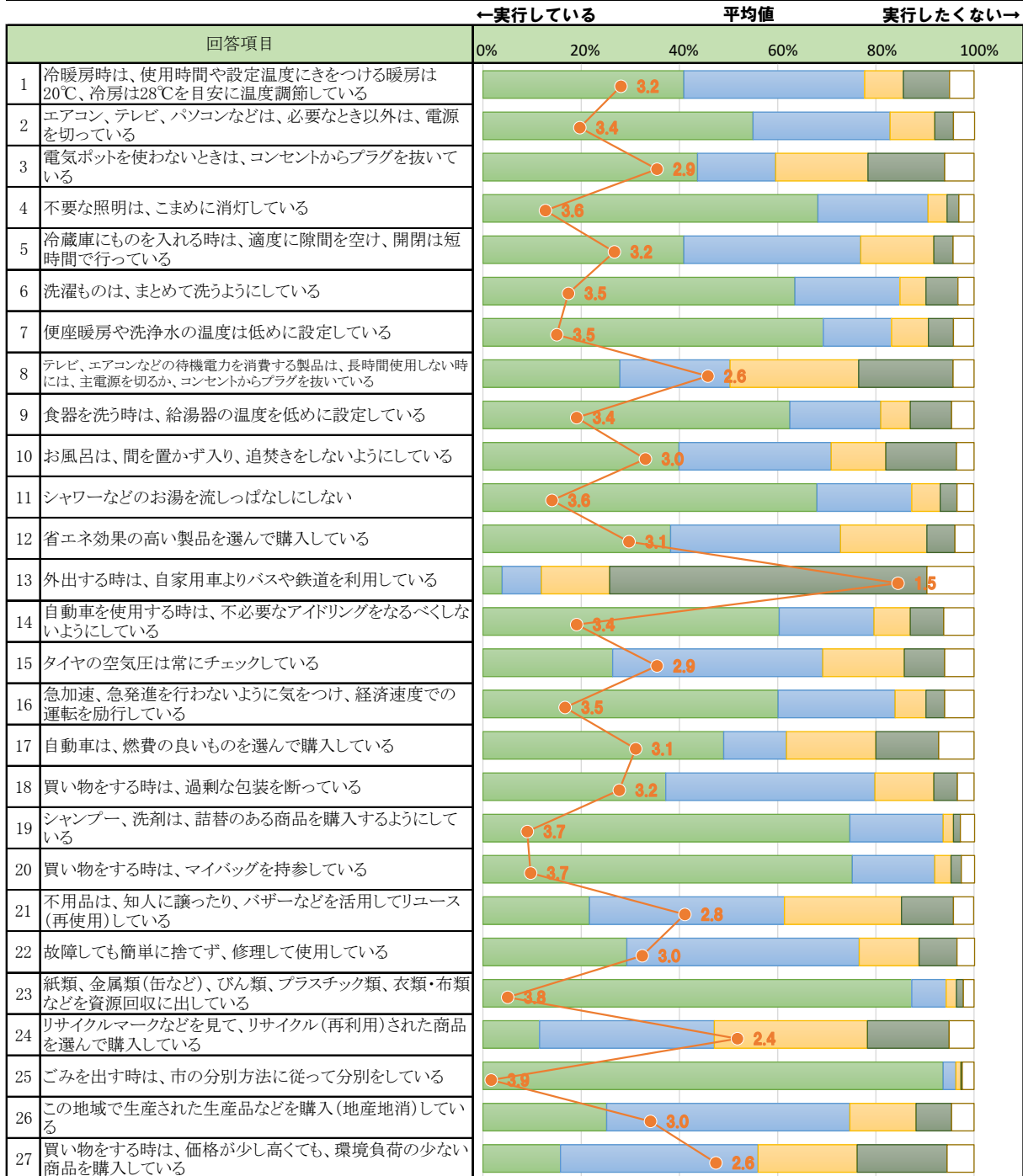


平均値は、以下に基づき算出した。
 5:そう思う 4:ややそう思う 3:どちらともいえない
 2:ややそう思わない 1:そう思わない

■そう思う ■ややそう思う ■どちらとも言えない
 ■ややそう思わない ■そう思わない ■未回答

質問2-1 あなたやあなたのご家族は、普段の生活の中で、環境に対してどのようなことに気を付けていますか。

- ・ 大部分の項目で、「いつも実行している」と「時々実行している」の合計が60%以上となった。
- ・ 一方で、外出時の公共交通機関の利用は、約65%の方が実行したくないと回答した。

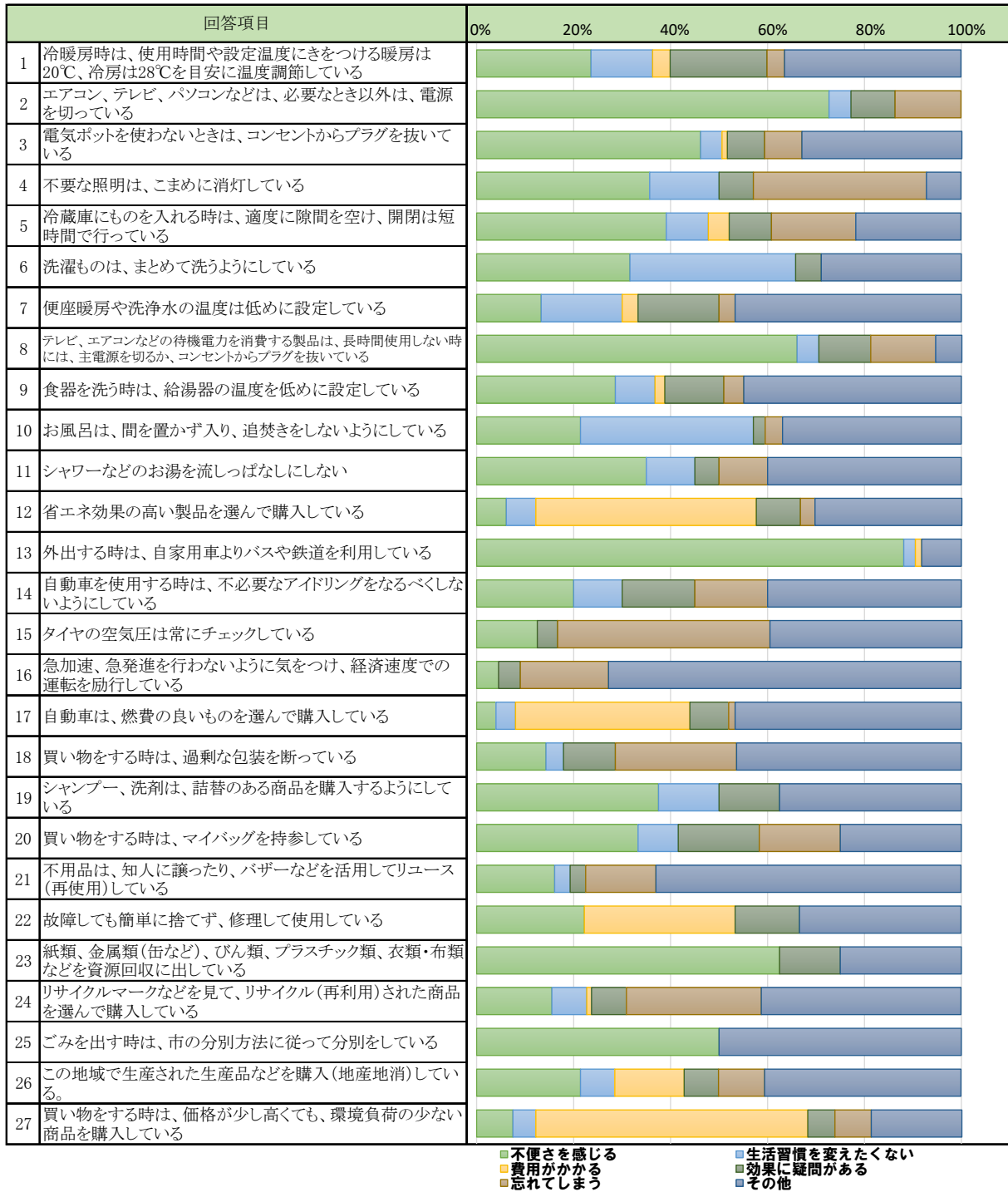


平均値は、以下に基づき算出した。
 4:いつも実行している 3:時々実行している
 2:今後実行したい 1:実行したくない

■いつも実行している ■時々実行している ■今後実行したい
 ■実行したくない ■無回答

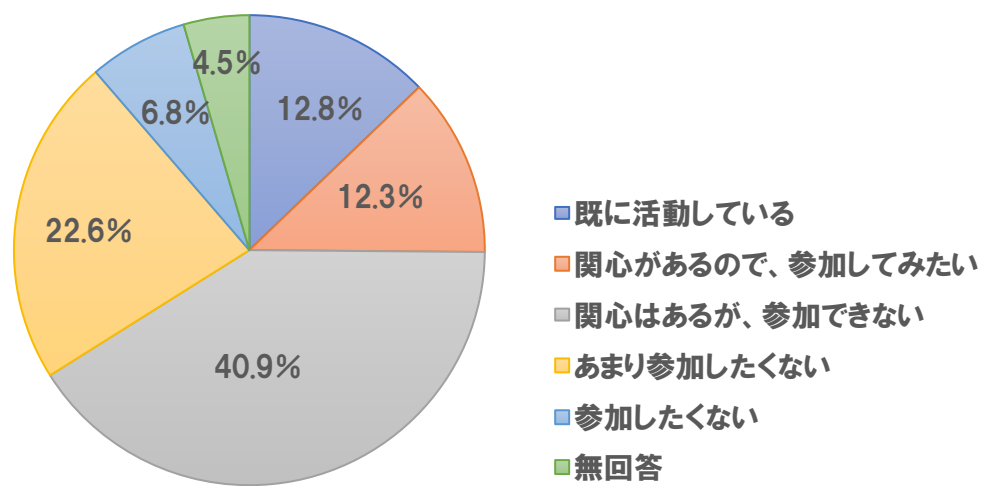
質問2-2 2-1の各項目において『実行したくない』を選択された方は、『実行したくない主な理由』を選択してください。

・質問2-1において、「実行したくない」が最も多かった「外出時の公共交通機関の利用」の実行したくない理由は、約90%の方が「不便さを感じる」と回答した。



質問3-1 あなたは環境活動に参加したいと思いますか。

- ・既に環境活動に参加している方は、約13%であったが、65%以上の方が、環境活動に関心がある（「関心があるので参加してみたい」、「関心はあるが参加できない」）と回答した。
- ・一方で、約30%の方は、環境活動に「あまり参加したくない」、「参加したくない」と回答した。



質問3-2 現在どのような環境活動を行っていますか。

（質問3-1で既に活動していると回答した方のみ回答）

- ・環境美化活動、リサイクル、省エネルギー活動への取り組みが多い。
- ・一方で、環境教育や体験学習へ取り組みは少ない。

選択肢	0%	20%	40%	60%	80%	100%
【環境美化活動】						
1	しんしろクリーンフェスタ 54.7%					
2	川と海のクリーン作戦 10.7%					
3	その他の地域の環境美化活動 45.3%					
【鳳来寺山自然科学博物館の環境教育・体験学習】						
4	博物館ガイドツアー 1.3%					
5	野外学習会 2.7%					
6	ジオツアー					
7	自然講座 2.7%					
8	ミュージアムフェスティバル					
9	その他の博物館の利用及びイベント参加 4.0%					
【鳳来寺山自然科学博物館以外の環境教育・体験学習】						
10	親と子の走る環境教室 1.3%					
11	市民環境講座 5.3%					
12	再生可能エネルギー塾 1.3%					
13	新城設楽生態系ネットワークフォーラム 2.7%					
14	その他の環境問題などに関する講演会・体験学習・自然観察会 6.7%					
【自然環境保全活動】						
15	棚田の保全 4.0%					
16	湿原環境の整備・保全 1.3%					
17	里山の保全 14.7%					
18	河川の保全 12.0%					
19	自然環境調査 1.3%					
20	その他の自然環境保全活動(花壇づくりなど) 12.0%					
【リサイクル】						
21	しんしろエコフェスタ 9.3%					
22	フリーマーケットなどを活用したリサイクルや資源回収活動 20.0%					
23	生ごみの堆肥化(コンポスト化) 26.7%					
24	買い物時のマイバッグの持参やグリーン購入の推進 61.3%					
25	その他のリサイクル活動 18.7%					
【省エネルギー活動】						
26	クリーンエネルギー自動車の購入 16.0%					
27	太陽光パネルや太陽熱温水器などの再生可能エネルギーの利用 12.0%					
28	エネファームの利用 2.7%					
29	緑のカーテンの利用 24.0%					
30	まきストーブの利用 8.0%					
31	その他の省エネルギー活動 12.0%					
【その他】						
32	鳥獣害の駆除 12.0%					
33	井戸水・雨水の利用 34.7%					
34	その他 2.7%					

質問3-3 今後、参加してみたい環境活動はどれですか。

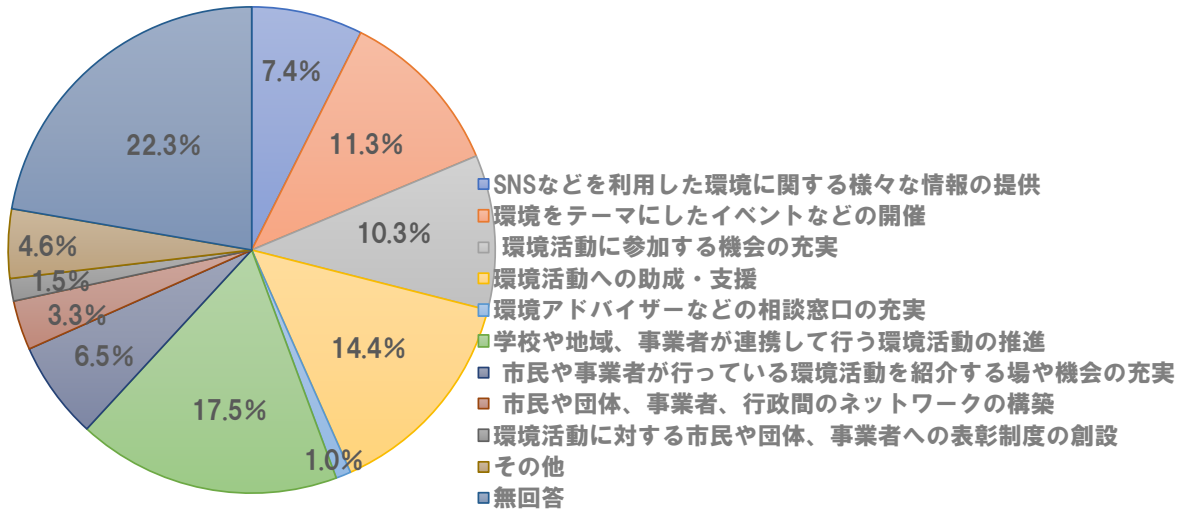
（質問3-1で『2. 関心があるので、参加してみたい』、『3. 関心はあるが、参加できない』と回答した方のみ回答）

- ・環境美化活動、リサイクル、省エネルギー活動への関心が高い。
- ・一方で、環境教育や体験学習への関心は低い。

選択肢	0%	20%	40%	60%	80%	100%
【環境美化活動】						
1 しんしろクリーンフェスタ	26.0 %					
2 川と海のクリーン作戦	10.3 %					
3 その他の地域の環境美化活動	19.0 %					
【鳳来寺山自然科学博物館の環境教育・体験学習】						
4 博物館ガイドツアー	8.7 %					
5 野外学習会	8.0 %					
6 ジオツアー	6.8 %					
7 自然講座	15.8 %					
8 ミュージアムフェスティバル	8.0 %					
9 その他の博物館の利用及びイベント参加	8.7 %					
【鳳来寺山自然科学博物館以外の環境教育・体験学習】						
10 親子の走る環境教室	5.1 %					
11 市民環境講座	8.0 %					
12 再生可能エネルギー塾	8.7 %					
13 新城設楽生態系ネットワークフォーラム	3.5 %					
14 その他の環境問題などに関する講演会・体験学習・自然観察会	11.6 %					
【自然環境保全活動】						
15 棚田の保全	8.0 %					
16 湿原環境の整備・保全	3.5 %					
17 里山の保全	18.3 %					
18 河川の保全	15.1 %					
19 自然環境調査	6.8 %					
20 その他の自然環境保全活動(花壇づくりなど)	10.9 %					
【リサイクル】						
21 しんしろエコフェスタ	8.7 %					
22 フリーマーケットなどを活用したリサイクルや資源回収活動	24.8 %					
23 生ごみの堆肥化(コンポスト化)	11.3 %					
24 買い物時のマイバッグの持参やグリーン購入の推進	31.2 %					
25 その他のリサイクル活動	5.8 %					
【省エネルギー活動】						
26 クリーンエネルギー自動車の購入	12.5 %					
27 太陽光パネルや太陽熱温水器などの再生可能エネルギーの利用	15.1 %					
28 エネファームの利用	4.2 %					
29 緑のカーテンの利用	31.2 %					
30 まきストーブの利用	9.6 %					
31 その他の省エネルギー活動	2.6 %					
【その他】						
32 鳥獣害の駆除	15.4 %					
33 井戸水・雨水の利用	18.3 %					
34 その他	2.9 %					

質問4 市民の環境活動をより活発にするために、特にどのような取り組みが進められることを望みますか。

・学校や地域、事業者が連携して行う環境活動の推進についての要望が最も多く、その他には、環境活動への助成・支援、環境関連イベントの開催や環境活動への参加機会の充実への要望が多い。



質問5 あなたは、将来、新城市が、どのようなまちになってほしいと思いますか。

・期待する新城市の将来像として、豊かな自然や歴史・文化、清潔で快適な生活環境への関心が高い。
 ・一方で、都市の国際化や情報通信技術を用いた利便性の向上等への関心は低い。

選択肢	0%	20%	40%	60%	80%	100%
1 緑や水が豊かな自然を守り、自然豊かなまち	69.7%					
2 史跡、文化財や歴史、伝統などの文化にあふれたまち	42.6%					
3 地域の特性や資源を活かした農林業の盛んなまち	28.3%					
4 地域の自然特性や歴史資源などを活かし、多くの人々が行き交う観光のまち	31.2%					
5 工業や商業の活力を誘発し、新規産業の育成を図る雇用機会の充実したまち	38.7%					
6 農林工商のバランスのとれた活力のある産業のまち	28.9%					
7 地域特性を活かした子育て、人づくりを推進するまち	38.9%					
8 地域活動やボランティア活動が盛んな、人との触れ合いのあるまち	22.9%					
9 道路、上下水道などの生活環境や通勤通学に便利ですみやすいまち	50%					
10 ごみや公害のない清潔・快適なまち	57.7%					
11 国際化に対応して、国際色豊かな人々が集い、生活するまち	9.4%					
12 情報通信基盤を活用した利便性の高いまち	16.3%					
13 その他	4.5%					

質問6 あなたがお住まいの地域の環境をよりよくしていくために、新城市はどのような施策を重点的に進めていくべきだとお考えですか。

- ・豊かな自然環境の保全や原風景の維持・保全、防災体制の強化、公共交通の利便性の向上・利用促進等に関する施策への関心が高い。
- ・一方で、環境負荷の少ない自動車利用や地域内でのエネルギー循環等の省エネルギー関連の施策への関心は低い。

選択肢		0%	20%	40%	60%	80%	100%
1	豊かな自然環境の保全						
2	生き物の生息場所の維持・保全						
3	森林や田園、清流などの原風景の維持・保全						
4	自然に配慮したまちなみ景観・公園づくり						
5	自然に触れ合うことのできる場の整備						
6	自然に親しむことのできる機会の創出						
7	災害を可能な限り未然に防止し、被害を最小限に食い止めるための防災体制の連携強化						
8	公害・苦情などの未然防止や、被害を最小限に食い止めるための体制強化						
9	公共交通機関の利便性の向上及び利用促進						
10	歩行者、自転車、車椅子利用者が安心して利用できるユニバーサルデザインのまちづくり						
11	電気自動車などの環境負荷の少ない自動車利用の推進						
12	犯罪を未然に防ぐ環境整備						
13	住民同士の交流機会の創出						
14	環境教育や体験学習などの拠点となる施設などの整備						
15	環境教育や体験学習などのイベント開催の促進						
16	史跡や名勝、天然記念物、歴史的建造物の保持						
17	地域の歴史や文化、伝統を活かしたまちづくり						
18	地域内でのエネルギーの循環利用						
19	太陽光エネルギーなどの再生可能エネルギーの利用促進						
20	地場産業の育成						
21	自然環境に配慮した開発や産業の育成						
22	森林保全と森林資源を有効活用する施策						
23	河川や池沼などの水質保全						
24	ごみの分別・収集・処理体制の整備						
25	家庭からの生ゴミの堆肥化						
26	その他						

資料4 温室効果ガス排出量の現状

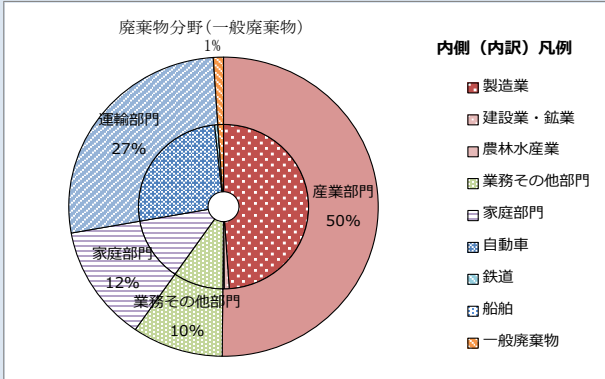
1 部門・分野別排出量

出典：自治体排出量カルテ（簡易版）（10万人未満の自治体が対象）

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」

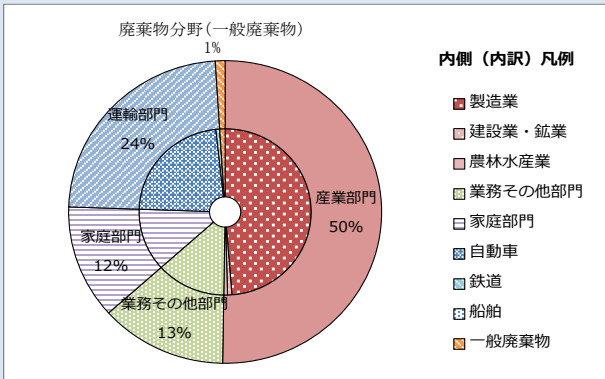
地方公共団体の部門・分野別排出量（標準的手法）

1) 排出量の部門・分野別構成比 平成17年度(2005年度)



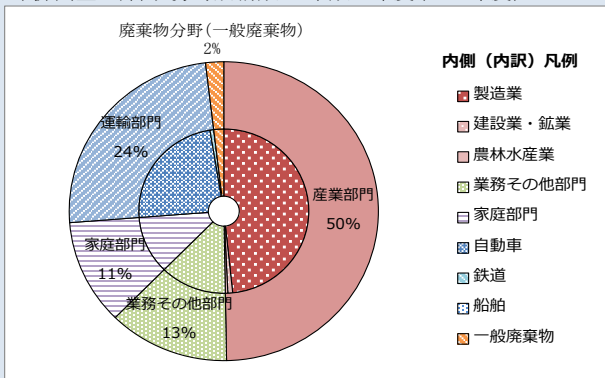
部門	平成17年度 排出量 (t-CO ₂)	構成比
合計	525	100%
産業部門	263	50%
製造業	257	49%
建設業・鉱業	5	1%
農林水産業	1	0%
業務その他部門	50	10%
家庭部門	66	13%
運輸部門	141	27%
自動車	137	26%
旅客	69	13%
貨物	69	13%
鉄道	3	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野(一般廃棄物)	6	1%

2) 排出量の部門・分野別構成比 平成25年度(2013年度)



部門	平成25年度 排出量 (t-CO ₂)	構成比
合計	527	100%
産業部門	265	50%
製造業	257	49%
建設業・鉱業	4	1%
農林水産業	4	1%
業務その他部門	69	13%
家庭部門	64	12%
運輸部門	124	23%
自動車	120	23%
旅客	60	11%
貨物	60	11%
鉄道	4	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野(一般廃棄物)	5	1%

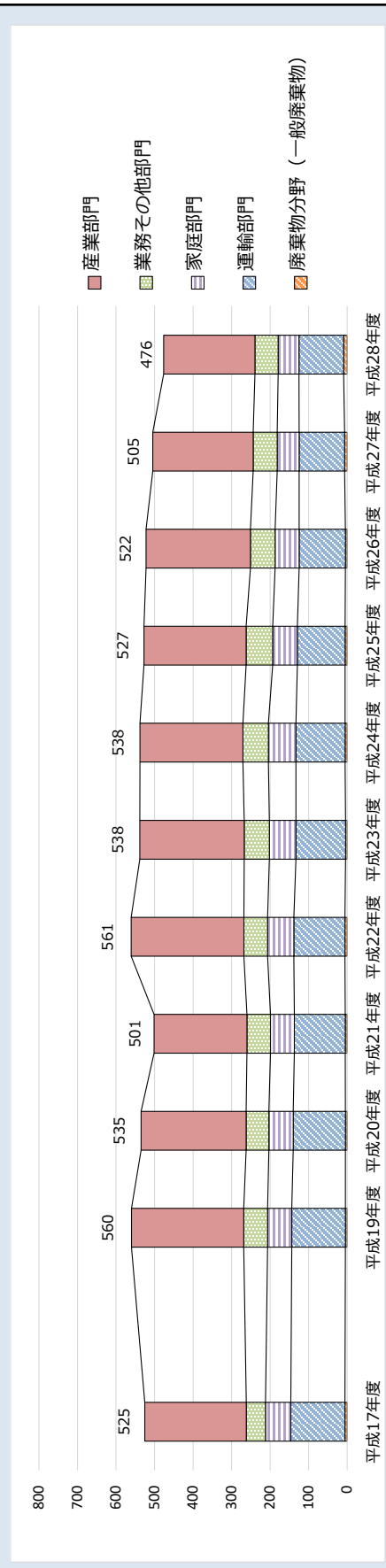
3) 排出量の部門・分野別構成比 平成28年度(2016年度)



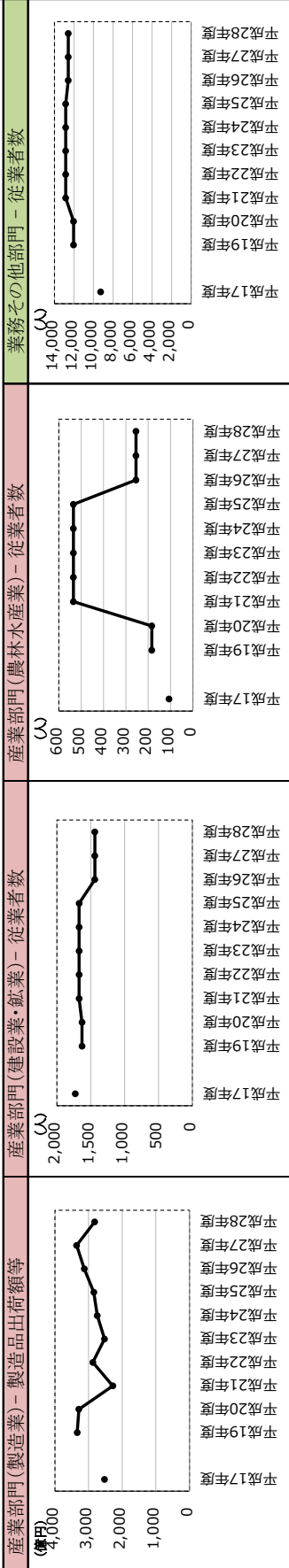
部門	平成28年度 排出量 (t-CO ₂)	構成比
合計	476	100%
産業部門	237	50%
製造業	230	48%
建設業・鉱業	4	1%
農林水産業	2	0%
業務その他部門	60	13%
家庭部門	54	11%
運輸部門	116	24%
自動車	112	24%
旅客	56	12%
貨物	56	12%
鉄道	3	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野(一般廃棄物)	9	2%

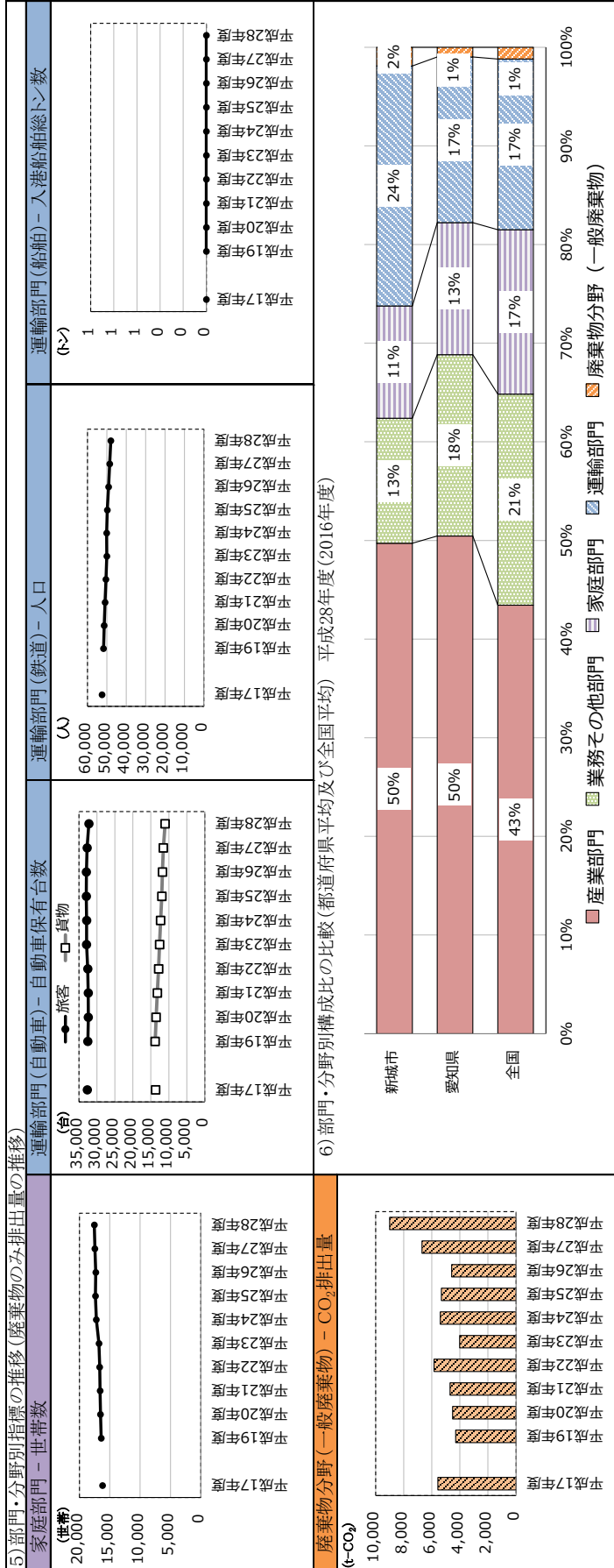
区域全体の排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）（平成29年3月）」の標準的手法に基づき統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物のCO₂排出量は、環境省「一般廃棄物実態調査結果」の焼却処理量から推計しています。

4) 部門・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出量の経年変化



5) 部門・分野別指標の推移(廃棄物のみ排出量の推移)





5) 部門・分野別指標の推移で示す各指標は、部門別排出量の推計に用いた按分指標です。それぞれの指標の経年変化を分析することで、排出量の要因となる活動量がどのように増減しているかを把握することができます。各指標の引用元は以下のとおりです。

製造品出荷額等(製造業)：工業統計調査、従業員数(建設業・鉱業・農林水産業、業務その他部門)：経済センサス(基礎調査)、世帯数(家庭部門)：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査、自動車保有台数(運輸部門)：自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車保有車両数」、人口(鉄道)：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査、入港船舶総トン数(船舶)：港湾調査年報

なお、従業員数は5年おきに更新される経済センサス(基礎調査)を使用2005年度、2007年度、2008年度、2009年度～2013年度、「2014年度～2016年度」をそれぞれ同じ値で集計しています。廃棄物分野は按分ではなく一般廃棄物処理実態調査結果の焼却施設ごとの処理量から推計しています。

資料5 新城市環境基本条例(平成18年3月27日条例第51号)

近年、環境問題に対する不安感がいままで以上に高まっています。

それは、廃棄物の増大や大気汚染、騒音、生活排水による水質汚濁など身近な問題から温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題が極めて深刻になっているという認識に基づくものです。この状況を放置すると、生活環境の悪化にとどまらず地球全体の存続が危うくなります。

こうしたことから、これまでの物質的豊かさの追求に重点を置く考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動とライフスタイルを見直そうという動きが始まっています。

かけがえのない自然環境を保全するとともに、それと調和した持続可能な循環型社会を築いていこうとするものです。これは、地球上の全人類に課せられた使命です。

したがって、わたしたちは毎日の事業活動と日常生活における環境への負荷を軽減するとともに、良好な地球環境を将来の世代に引き継いでいく施策を策定し、すべての市民の参加と協働により環境の保全と創出を進めます。その指針として、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民および事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する基本的事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体または広範な部分の環境に影響をおよぼす事態に対する環境保全で、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保になることをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 環境の保全と創出は、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を築くことをめざして行わなければなりません。

2 環境の保全と創出は、地球規模で考え、地域に根ざした活動を確実に進めることにより、

わたしたちをとりまく環境が良好な状態で将来の世代に引き継いでいくよう行わなければなりません。

- 3 環境の保全と創出は、すべての事業活動と日常活動において、またすべての主体の公平な役割分担のもとに、自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行わなければなりません。

（市の責任と義務）

第4条 市は、次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

- (1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に係ること。
- (2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に係ること。
- (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に係ること。

- 2 市は、事業計画を立案したり事業を実施するときは、この条例の基本的な考え方に従って行います。

（市民の責任と義務）

第5条 市民は、日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

- 2 市民は、日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。
- 3 前2項のほか、市民は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に係る施策に協力する責任と義務があります。

（事業者の責任と義務）

第6条 事業者は、事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

- 2 事業者は、事業活動に係る製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。
- 3 事業者は、事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの

責任と負担においてこれを補償するとともに原状回復しなければなりません。

- 4 前3項のほか、事業者は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に係る施策に協力する責任と義務があります。

(環境基本計画)

第7条 市は、環境の保全と創出に係る施策を総合的、計画的に進めるため新城市環境基本計画（以下「環境基本計画」といいます。）を定めます。

- 2 環境基本計画には、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、それを実現する事項を定めます。
- 3 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、市民と事業者などの意見を聞くとともに、その参加を求めます。
- 4 環境基本計画を定めたとき、また変更したときは、できる限りはやく公表します。
- 5 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、他の計画との整合を図ります。
- 6 他の計画を定めるとき、また変更するときは、環境基本計画との整合を図ります。

(年次報告)

第8条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に係る施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

- 2 年次報告を公表した場合、それに対する市民及び事業者の意見を聞くこととします。

(環境教育)

第9条 市は、市民が環境の保全と創出の大切さについての理解を深めるために、それぞれの立場、年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な準備をするとともに、環境学習を自発的に行うことができるような措置をとります。

(環境情報の提供)

第10条 市は、市民や事業所の環境保全と創出に係る活動が積極的に行われるよう、地球環境の保全に係る情報やその他の環境の保全と創出に係る情報を市の広報等により適切に提供します。

(環境施策への市民意見などの反映)

第11条 市は、環境施策を策定するときは、積極的に市民および事業者などの意見をきき、その取組内容に反映することとします。

(市民活動などの支援)

第12条 市は、市民、事業者およびこれらで組織する団体が行う環境の保全と創出の自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民などの参加)

第13条 市は、環境の保全と創出の施策を進めるため、市民や事業者などの参加を求めるとともに、その他の必要な措置をとります。

(環境審議会)

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、新城市環境審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

- (1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
- (3) その他環境の保全と創出に関して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、10人以内の委員で組織します。

4 委員は、生活環境、自然環境、地球環境の問題について知識や意見を持っている方の中から、市長が委嘱します。

5 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任をさまたげるものではありません。

6 審議会には、会長と副会長を置き、委員の中から互選します。

7 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進と調整体制の整備)

第15条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的に進めるため、環境問題を調整する会議を設置するなど必要な体制を整備します。

(広域的連携)

第16条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、県や他の市町村及び民間団体などと協力して、その推進に努力します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

資料 6 新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例(平成 24 年 12 月 20 日条例第 55 号)

東日本大震災とこれを起因とする福島第一原子力発電所における事故により、エネルギーの在り方について日本社会全体に大きな枠組みの転換が求められることになりました。

エネルギーは、私たちの生活や経済活動のために必要不可欠なものです。世界的な人口増加や発展途上国の経済発展等を考えると、現代文明の枠組みのままでは、今後、更に大量のエネルギー資源が必要になることは間違いありません。しかしながら、現在の主要エネルギーである化石燃料には限りがあり、それを大量に使用することは気候変動を進ませることになります。一方、原子力発電についていえば、それがはらむ巨大なリスクが明るみに出た今日、これまでの政策を続けることは不可能に近いと言わざるを得ません。

そこで、まず私たちは、市民一人ひとりが省エネルギーに努め、その使わないエネルギーを積み上げていく市民節電所プロジェクトに取り組んできました。こうした省エネルギーのまちづくりの推進と併せ、太陽光、水力、バイオマス等の地域資源を利用した再生可能エネルギーを早期にかつ飛躍的に普及し、持続可能で豊かな社会への転換を目指すため、ここに新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、省エネルギーのまちづくりの推進及び地域固有の資源である再生可能エネルギーの活用に関し、市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者の役割を明らかにするとともに、再生可能エネルギー導入による地域経済の活性化につながる取組を推進し、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民市内に在住、在勤又は在学する者をいいます。
- (2) 事業者市内で事業を営む者をいいます。
- (3) 再生可能エネルギー事業者市内で再生可能エネルギーの活用事業を営む者又はこれから営もうとする者をいいます。
- (4) 省エネルギーエネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。
- (5) 再生可能エネルギー太陽光、水力、バイオマス等エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成 21 年政令第 222 号) 第 4 条に定めるものをいいます。

(基本理念)

第3条 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者は、相互に協力して、再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとします。
- (2) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつ活用されるものとします。
- (3) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用されるものとします。
- (4) 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に当たっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとします。

(市の役割)

第4条 市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の基本理念に沿って積極的に人材を育成するとともに、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとします。

2 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとします。

3 市は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用についての知識の習得と実践に努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

(再生可能エネルギー事業者の役割)

第7条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って効率的なエネルギー供給に努めるものとします。

2 再生可能エネルギー事業者は、地域の土地が有する資源及び環境の役割が将来にわたり果たされることに配慮しつつ、その活用に努めるものとします。

3 再生可能エネルギー事業者は、施設における発電状況等のデータについて、ホームページ等で公表に努めるものとします。

(再生可能エネルギー導入状況等の公表)

第8条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギー活用施設の普及に向けて、数値目標を明示した計画を策定するものとします。

2 市は、計画の進捗状況について、毎年市民に公表するものとします。

(連携の推進等)

第9条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に関し、市民、事業者、再生可能エネルギー事業者、大学、研究機関等(以下「市民等」といいます。)と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとします。

2 市は、市民等と共同して行う再生可能エネルギーの導入の促進に関し、基本的な方針を別に定めるものとします。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附則

この条例は、公布の日から施行します。

附則(平成26年9月26日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行します。

資料7 SDGsについて

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。





17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

	<p>目標 1(貧困)</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>
	<p>目標 2(飢餓)</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
	<p>目標 3(保健)</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p>目標 4(教育)</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>
	<p>目標 5(ジェンダー)</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>

<p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p> 	<p>目標 6(水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p>目標 7(エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>目標 8(経済成長と雇用) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p> 	<p>目標 9(インフラ、産業化イノベーション) 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>目標 10(不平等) 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>目標 11(持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標 12(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>目標 13(気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>

<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>目標 14(海洋資源)</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>目標 15(陸上資源)</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>目標 16(平和)</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17(実施手段)</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

出典：外務省 HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>)

第2次新城市環境基本計画 資料編

令和2年3月

○発行 新城市

○編集 市民環境部 環境政策課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

TEL : 0536-23-1111 (代表)

FAX : 0536-23-7047

URL : <https://www.city.shinshiro.lg.jp/>